

# 株式譲渡損益と配当の損益 通算検討へ

制度調査部  
吉井 一洋

2009年度にも導入、10%税率は？

## 【要約】

11月28日の朝刊各紙では、自民党の税制調査会で、株式の譲渡損益と配当の損益通算について本格的に検討を開始した旨が報じられている。

損益通算が認められること自体は歓迎すべきだが、10%税率の行方については、予断を許さない状況である。

本稿では、株式譲渡損・配当間の損益通算を認めた場合の問題点と、利子との間で損益通算を認めた場合の私案について述べる。

## 1. 譲渡損と配当の損益通算検討

11月27日に、自民党の税制調査会（以下「自民税調」）の津島会長が、都内の講演で、株式譲渡損益と配当の損益通算を検討すると発言した旨が、産経新聞、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞で報じられている。

津島会長の発言の要旨は下記のとおりである。

現在、議論が高まっているのは、「損益通算ができる範囲が狭すぎる。何とかならないか。」という話であり、これは前向きに検討したい。

個人的な願望ではあるが、今年は(10%税率を)単純に延長するだけにはしたくないと考えている。

さらに、日経新聞では、与党内で検討されている内容について1面で下記のように報じている。

金融所得課税の一体化は、まず、株式譲渡損益と配当の損益通算から先行して2009年度にも導入する。利子との損益通算は2010年度以降の検討課題とする。

上場株式等の譲渡益の10%税率の適用期限については、2008年12月末から2009年3月末まで延長し、株式譲渡損益と配当の損益通算は2009年4月から導入する。

あるいは、2009年度12月末まで10%税率を延長し、2010年1月から株式譲渡損益と配当の損益通算を導入する。

株式譲渡損益と配当の通算には上限を設ける。

## 2.10%税率の行方

株式譲渡損や株式投資信託の譲渡損が出た場合、現在は配当や分配金から控除することはできない（図表1）。これが認められることにより、個人投資家がリスクを負担しやすくなるといった点では歓迎すべきである。しかし、問題となるのは税率である。

図表1 株式・公募株式投資信託の損益通算

損失	利益	株式等(ETF・REIT含む)		公募株式投資信託(ETF除く)		
		配当	譲渡益	期中分配金	解約・償還益	譲渡益
株式等の譲渡損		×		×	×	
公募株式投資信託	解約・償還損	×		×	×	
	譲渡損	×		×	×	

10%税率は、11月20日に発表された政府の税制調査会（以下「政府税調」）の答申では、適用期限を延長しない旨が述べられている（図表2）。自民税調の方針は現在のところ明確にはなっていない。党内では10%税率維持との意見が強いとの報道もあるが、日経新聞の記事では損益通算導入は10%税率廃止が前提であるようにも読める。

図表2 政府税調答申で示された方向性

軽減税率は株式市場の低迷等に対応する時限措置  
 期限到来と共に廃止し金融所得課税一体化へ  
 経済状況の改善  
 課税の中立性確保のため、金融所得間の課税方式を均衡化  
 株式等の保有状況を踏まえた公正性の観点  
 税制が市場に歪みを与えないよう昨年の答申に沿って対応  
 「貯蓄から投資へ」に配慮、株式市場の混乱を回避(H19年度答申)  
 配当二重課税調整は現行制度が妥当  
 損益通算の範囲拡大  
 損益通算の範囲を本格的に拡大。範囲や仕組みを早急に検討  
 番号制度の導入や特定口座の活用(政府税調)

上場株式・公募株式投資信託の譲渡益と配当・分配金は税率は共に10%である。税率が異なる所得間であれば、損益通算を行う場合に、何らかの調整が必要であろうが、税率が同じ所得間であれば不要である。もっとも、次の点は問題となる。

損益通算を行うためには確定申告が前提となるが、その場合、配当や分配金の課税方法は総合課税になり、税率は上場株式の譲渡益と同じ10%ではなく、累進税率となる。即ち、税率が異なる所得間の損益通算となる。配当・分配金を10%の分離課税にするのか、総合課税のまま損益通算を認めるのかが問題となる可能性がある。

一方、特定口座の場合は、源泉徴収だけで納税が完了するので、申告せずに譲渡損益と配当の通算が可能である。即ち、税率10%の所得同士の損益通算としての扱いが可能である。上記の申

告納税の場合とは差が出てくることになる。ただし、現在、証券会社の口座では配当を受け取ることはできない。特定口座で譲渡損と配当の損益通算を行うためには特定口座で配当の受け取りと源泉徴収を行える状態になっている必要がある。

わが国の税制は申告がベースであるので、申告においては損益通算を認めず、特定口座においてのみ認めるとするのは、問題であろう。譲渡損と配当が同じ特定口座内で生じているときにおいてのみ、損益通算可能とした場合、その特定口座で通算後の損失を、確定申告により他の特定口座や一般口座の利益と通算することや繰越控除することもできなくなってしまう。損益通算は確定申告、特定口座双方で認めることが望まれる。

非上場株式の配当の場合、原則総合課税で源泉税率も 20%だが、こちらとの損益通算をどうするかという問題もある。ちなみに上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益は、税率は前者が 10%、後者が 20%と異なるが、損益通算可能である。

与党の中でも公明党は 10%税率延長に慎重であり、民主党は延長反対であると報じられている。税率 10%を維持したまま株式譲渡益・配当間の損益通算を認めるというのは簡単ではないかもしれない。仮に与党の税制改正大綱としてまとめ、法案が提出されたとしても、参議院では否決される可能性がある。したがって、例えば損益通算を上場株式・公募株式投資信託の譲渡損益や配当・分配金に限っている間は 10%税率を維持し、2010 年度以降に利子などが損益通算の対象となった時点で税率を 20%に戻すという形でまとまる可能性もなくはない。いずれにしろ、10%税率維持に関しては、予断を許さない状況である。

### 3. 損益通算の範囲

日経新聞の記事によれば、株式譲渡損益と配当との損益通算については、金額に制限を設けるとのことである。政府税調もかつてそのような考えを「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」（2004 年 6 月 15 日）の中で示している。

もし損益通算に上限を設ければ、複数の証券会社に口座を持っている投資家の場合、通算した損失額が上限の範囲に収まっているかをどのように確認するかという新たな問題が生じる。

例えば A、B、C という証券会社でそれぞれ口座を持っている投資家がいる、年間の株式譲渡損と配当の損益通算に 30 万円という上限が設けられた場合、損益通算額を上限内に納まっていることをどのようにして確認するのであろうか？

確定申告により損益通算する場合は、A、B、C で生じた譲渡損と配当を確定申告書に記載し、記載内容を証明する書類の添付等で対応できると思われる。しかし、特定口座（源泉徴収付）を複数持っている場合はどのように調整するのが問題となる。源泉徴収付の特定口座の場合、申告は不要であり、年間取引報告書も税務当局には提出されない。証券会社 A は、この投資家が証券会社 B、C で行っている取引内容を確認することはできない。証券会社 B、C においても同様である。したがって、この投資家が、証券会社 A、B、C の各特定口座で 30 万円ずつ損益通算を行っても、税務当局も各証券会社もその事実は把握できないわけである。かといって、1 つの特定口座においての

み損益通算を認めるというのは、取引の寡占化を招く可能性があり望ましくない。

したがって、損益通算に関しては、上限を設けない方法によるのが妥当であろう。

#### 4. 私案 2分の1課税

##### (1) 配当だけでなく譲渡益も二重課税

支払法人段階で損金に算入される利子とは異なり、株式の場合は法人段階と個人段階での二重課税が生じている。二重課税は配当のみならず、譲渡益についても生じている（図表3）。法人段階で課税後の利益が内部留保されそれが株価に反映される。その結果、株主が譲渡する際には当該内部留保が株価を通じて実現するからである。単純に個人の段階での税率を揃えるだけでなく、法人・個人段階のトータルの税負担を考慮しなければ、利子と譲渡益・配当との間の実質的な中立性は保てない。また、これまで再三述べてきたように、個人金融資産の内訳も預貯金の比率が高くリスク資産（株式、出資、投資信託）の比率が低い状況はまだまだ改善されていない。

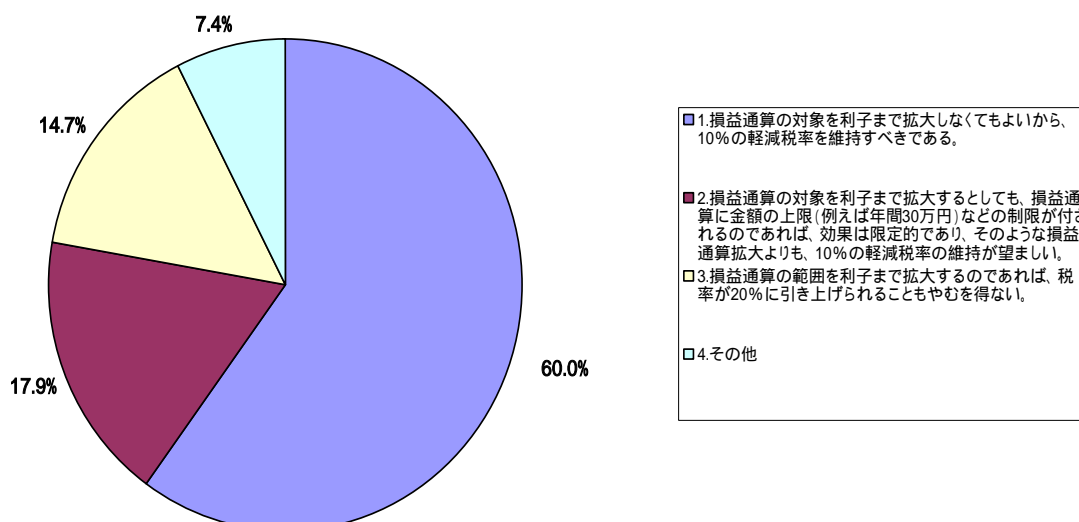
図表3 法人・個人段階の二重課税(税率を20%に揃えた場合)

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 40%	0 (損金算入)	40 (100 × 40%)	40 (100 × 40%)
所得課税 20%	20 (100 × 20%)	12 (60 × 20%)	12 (譲渡益課税) (60 × 20%)
トータルの税率	20%	52%	52%
手取り	80	48	48

##### (2) 10%税率等の存続を望む声

損益通算の拡大自体は、リスク資産への投資を促進するものと思われる。しかし、投資家は損をすることを前提に投資を行うわけではない。税率の引上げが同時に行われるのであれば、期待される効果は得られず、マイナスの結果となる可能性がある。参考までに2006年9月に大和総研が日本ファイナンシャル・プランナーズ協会と共同で、CFPを対象にアンケート調査を行い、10%税率維持と損益通算の拡大（ただし税率20%）といずれかを選択するとしたらどちらがいいかを質問した。その結果、回答者の60.0%が「損益通算の対象を利子まで拡大しなくていいから10%の税率を維持すること」を支持した。「利子との損益通算に金額の上限(30万円)などが付されるなら10%の軽減税率維持の方が望ましい」とする回答(17.9%)を合せると、回答者の8割が利子との損益通算拡大より、現行の10%の軽減税率維持を望んでいるとの結果を得た。

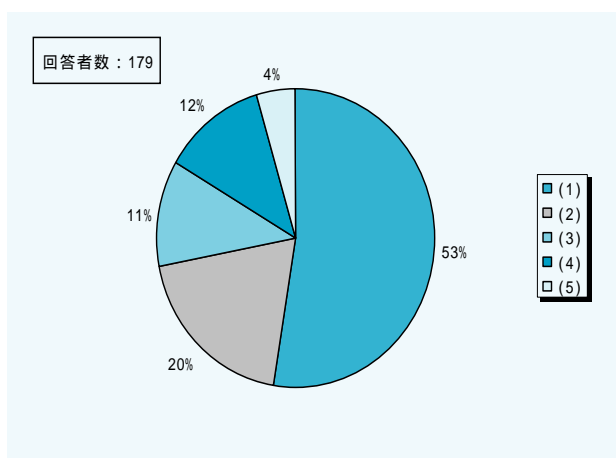
Q7



さらに、2007年8月に同じく日本ファイナンシャル・プランナーズ協会と共同で、CFPを対象に行ったアンケート調査でも、回答者の80%超が、何らかの形での軽減税率等の存続を望んでいる。

Q41 株式や公募株式投資信託などへの投資を促進する上で、今後の課税のあり方としていずれの方法が望ましいと思われますか(回答は一つ選択)。

- (1) 配当・分配金、譲渡益共に、10%の軽減税率の維持などの措置を維持する。
- (2) 配当・分配金については10%の軽減税率等の措置を適用し、譲渡損益は金融所得課税一体化の対象とする。
- (3) 譲渡益は10%の軽減税率等の措置を適用し、配当・分配金は金融所得課税一体化の対象とする。
- (4) 配当・分配金、譲渡益共に、金融所得課税の一体化の対象とし、税率を本則の20%とする。
- (5) その他



### (3) 私案-実質的に10%税率を維持しつつ、金融所得課税一体化を目指す方法-

私案ではあるが、金融所得課税一体化の推進により、利子と損益通算が可能となった時点で、10%税率を実質的に維持しつつ一体化に対応する方法として、次の課税方法が考えられる。

上場株式、公募株式投資信託の譲渡益・譲渡損の2分の1を他の金融所得と合算する。

株式の配当や株式投資信託の収益分配金もその2分の1を課税対象とする。

株式譲渡益を2分の1課税にすれば、税率は利子と税率(20%)に揃えながらも、税負担は譲渡益の10%に抑えられる。さらに、株式譲渡損を利子から控除した場合の税負担軽減効果も10%に抑えられる。課税と控除のバランスが取れるわけである。

例えば、税率が10%のまま利子との損益通算を認めると、譲渡益が100万円出た場合は、税額はその10%の10万円となる。一方、譲渡損が100万円出た場合、損失を利子から控除することで軽減される税

負担は 20 万円 (= 100 万円 × 20%) となり、税負担軽減効果の方が大きくなる。

しかし、税率 20% で、譲渡益・譲渡損の 2 分の 1 を利子と合算して課税することとすれば、譲渡益が 100 万円出た場合の税負担は 10 万円 (= 100 万円 × 2 分の 1 × 20%) のままであり、譲渡損が 100 万円出た場合に利子から控除することで軽減される税負担も 10 万円 (= 100 万円 × 2 分の 1 × 20%) となり、税負担と控除のバランスがとれる。

配当の場合は、二重課税の問題が譲渡益よりも顕著に現れるので、2 分の 1 課税と同時に支払法人の段階で配当軽減制度を導入する(例えば配当に回す分の法人所得の実効税率を現在の 40% から 30% に引き下げる)、あるいは長期保有のものについては個人段階で非課税とするといったことも検討してよいのではないかと思われる。これによる法人・個人を通じた配当の税率は、37% (= 30% + 70 × 1/2 × 20%) となり、利子の 20% に近づく。

納税事務に関しては、簡素化のため特定口座の活用を要望する意見もあるが、申告納税事務の簡素化も必要かと思われる。給与所得者等が証券・金融取引関連の所得を申告する場合、現在は申告書に給与所得等の他の所得も記載しなければならない。しかし、証券・金融所得を分離課税にするのであれば、給与所得等を確定申告書に記載する必要はない。確定申告書には、給与所得等は記入せず、証券・金融取引の所得のみを記載すればよいこととし、さらに証券・金融所得の申告書や取引報告書等は電子申告で送付できるようにすれば、申告制度の事務負担も相当程度軽減できるであろう。